

(証券コード：9446)

2021年12月3日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号

株式会社サカイホールディングス

代表取締役社長 肥 田 貴 將

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年12月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年12月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2021年12月22日（水曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【重複行使の取扱い】

議決権行使書により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2021年12月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）  
株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第31期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第31期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件                |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件                |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件        |
| 第5号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sakai-holdings.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

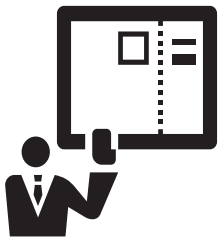
〈ご来場される株主様へのお願い〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を行いますので事前にご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策へのご配慮をお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応（入場数制限のため入場をお断りする可能性があること、発熱や咳などの症状を有する株主様にご入場をお断りすることや退場をお願いすること、会場内でマスク着用すること等）を講じる場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

〈当社の対応について〉

- ◎ 感染拡大防止のため、会場内は座席の間隔を広げ、着席可能な座席数を大幅に減らして運営を行います。
- ◎ 当社株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ◎ 受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。手指のアルコール消毒にご協力ください。
- ◎ 受付の際、検温をお願いいたします。万一、検温の結果37.0℃を超える株主様につきましては、誠に恐縮ですがご出席を見合わせていただくこととなりますので、予めご了承くださいませよう重ねてお願い申し上げます。

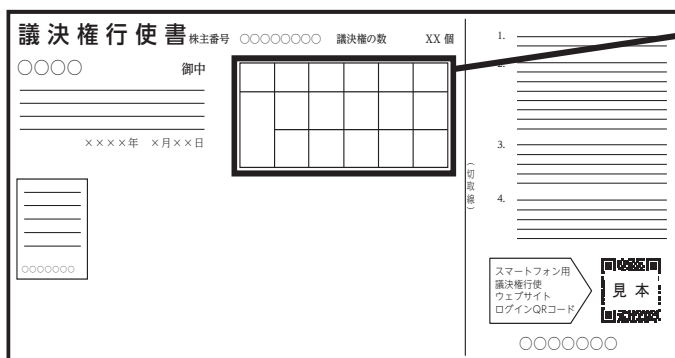


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2021年12月23日 (木曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時30分)</p>	 <p><b>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2021年12月22日 (水曜日) 午後5時00分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2021年12月22日 (水曜日) 午後5時00分入力完了分まで</p>
--	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面 (郵送) およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

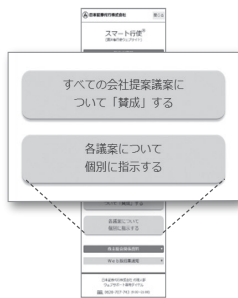
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



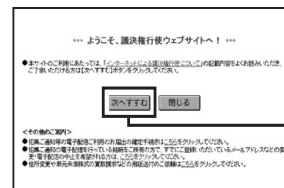
**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

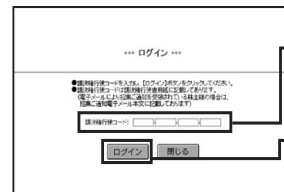
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

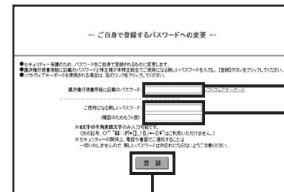
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル  
[電話] 0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのシステム環境等につきましては、63頁の「インターネットによる議決権行使のためのシステム環境等について」をご確認ください。

## 第31期事業報告

( 自 2020年10月1日 )  
( 至 2021年9月30日 )

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費や企業活動が停滞する一方、政府の各種施策により、経済活動に持ち直しの兆しが見られたものの、企業業績については未だ不透明な低迷期間が続いており、依然として混沌とした状態が継続しております。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は15,129百万円（前期比1.2%減）、営業利益は1,256百万円（前期比16.5%減）、経常利益は1,157百万円（前期比13.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は695百万円（前期比9.7%減）となりました。

各セグメントの内容は次のとおりであります。

まず、再生可能エネルギー事業につきましては、政府の2050年カーボンニュートラル宣言、エネルギー基本計画等、脱炭素化の流れが加速し、再生可能エネルギーへの期待と存在感が高まるなか、2020年6月末日に3発電所を取得し、現在は15ヶ所（内1ヶ所は子会社のエスケーアイ開発株式会社）の太陽光発電所を運営しております。当社グループすべての発電所において、自社エンジニアが発電所運営管理業務（O&M）を担当すると共に、発電所設置地域を全国各地に分散し気候リスク低減を図っており、順調に安定稼動しております。この結果、当連結会計年度における売上高は2,414百万円（前期比7.6%増）、営業利益は1,132百万円（前期比8.7%増）となりました。

次に、移動体通信機器販売関連事業につきましては、2020年3月下旬には都市部を中心に高速・大容量が特徴の次世代通信規格「5G」のサービス開始に合わせ、各社積極的な対応機種を展開とともに、低価格帯の携帯端末の発売も開始され、販売競争が激化しております。このような事業環境の中、当社グループは、効率的な店舗運営と近接店舗の連携強化を目的とした店舗出店のドミナント化の推進と、2021年1月末にauショップ代理店を完全撤退し資源の集中を図りました。これにより、ソフトバンクショップ7店舗を譲受、ソフトバンクショップ8店舗を譲渡し、auショップを3店舗閉店した結果、期末店舗数は49店舗（全て直営）の店舗展開となり、ソフトバンクショップでは、愛知、静岡、神奈川の3県に85.7%の店舗を集中させました。また、店舗および各部門における業務オペレーションの改善を実施し、利益確保に努めました。しかしながら、携帯端末の買い替えサイクルの長期化



等を背景に、販売台数は新規・機種変更を合わせ91,018台（前年同四半期比0.1%減）その内訳は、新規が26,778台（前期比5.5%増）、機種変更が64,240台（前期比2.3%減）となりました。この結果、当連結会計年度における売上高は10,191百万円（前期比8.0%減）、営業利益は499百万円（前期比53.9%減）となりました。

次に、子会社である株式会社セントラルパートナーズが運営する、コールセンターを拠点とした保険代理店事業につきましては、一人一人の販売力と生産性の向上、お客様満足度の向上を実現するべく人財育成に注力したほか、リスク分散も考慮し複数の保険会社の商品の取扱を継続しております。また、カタログ販売会社と連携を図り当社DMを同封する等の営業施策を講じ収益力を向上させました。その結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コールセンターの稼働率が一時的に低下した影響がありましたが、2020年7月以降順調に回復しております。この結果、当連結会計年度における売上高は1,203百万円（前期比20.2%増）、営業利益は122百万円（前期比705.6%増）となりました。

次に、子会社であるエスケーアイマネジメント株式会社が運営する、葬祭事業につきましては、期末現在9会館を運営しております。新型コロナウイルス感染症の影響から葬儀の小規模化が一層進み、会食も行わないなど、低価格化の傾向にあり、1件あたりの単価の低下が見られるため、直近にオープンしたティア幸田およびティア安城桜井につきましては、不動産等の減損処理を実施いたしました。その一方で、「低価格でも簡略化しないお葬式を」の広告効果もあり、葬儀施行件数は着実に増加し、2021年9月期は過去最多で大きく伸長しました。この結果、当連結会計年度における売上高は974百万円（前期比18.7%増）、営業利益は91百万円（前期比670.2%増）となりました。

続きまして、子会社であるエスケーアイ開発株式会社が運営する、不動産賃貸・管理事業につきましては、2007年8月に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を名古屋市千種区にオープン後、稼働率が順調に推移しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、緊急事態宣言等の発出により、周辺施設への営業時間短縮要請による稼働率低下が懸念されましたが、影響を僅少に留めることが出来、合わせて経費削減に努めた結果、当連結会計年度における売上高は72百万円（前期比1.2%増）、営業利益は16百万円（前期比49.6%増）となりました。

更に、子会社であるエスケーアイフロンティア株式会社が運営するビジネスソリューション事業につきましては、当社グループのBtoBビジネスの担い手として、法人向けの新電力と携帯電話の販売を2018年11月よりスタートしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出をはじめとした、政府、関係省庁の要請等を注視しつつも、積極的な営業活動を推進し、現在の顧客数は1,200超となりました。この結果、当連結会計年度における売上高は285百万円（前期比161.9%増）、営業利益は29百万円（前期は11百万円の営業損失）となりました。

## 2. 企業集団の設備投資の状況

- (1) 設備投資総額 133,225千円
- (2) 取得した主な設備  
[店舗]  
ソフトバンクショップ  
清水大曲、富士市役所前、愛甲石田、菊名、野並、天白
- (3) 移転した主な設備  
[店舗]  
ソフトバンクショップ  
富士厚原、滝ノ水
- (4) 什器を入替した主な設備  
[店舗]  
ソフトバンクショップ  
清水大曲、富士市役所前
- (5) 看板表示を変更した主な設備  
[店舗]  
ソフトバンクショップ  
大曾根赤塚、大高インター

## 3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。



#### 4. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

##### (1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 28 期 2018年 9 月期	第 29 期 2019年 9 月期	第 30 期 2020年 9 月期	第 31 期 2021年 9 月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	18,842,081	16,747,814	15,314,794	15,129,123
経常利益(千円)	722,106	787,483	1,337,436	1,157,665
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	350,969	367,924	770,375	695,713
1株当たり当期純利益(円)	32.24	35.62	75.01	67.46
純資産(千円)	4,225,836	3,282,737	3,748,893	4,390,901
総資産(千円)	26,130,712	26,757,854	27,972,020	26,783,148

##### (2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 28 期 2018年 9 月期	第 29 期 2019年 9 月期	第 30 期 2020年 9 月期	第 31 期 2021年 9 月期 (当期)
売上高(千円)	1,842,110	1,943,309	2,456,026	2,803,626
経常利益(千円)	286,605	200,941	522,394	752,576
当期純利益(千円)	111,323	109,433	330,792	552,325
1株当たり当期純利益(円)	10.23	10.59	32.21	53.56
純資産(千円)	3,225,961	2,014,274	2,040,436	2,526,184
総資産(千円)	22,075,903	23,407,575	25,025,499	23,624,636

(注) 当社は、2017年10月1日以降持株会社体制に移行したため、子会社の管理業務および再生可能エネルギー事業を行っており、移動体通信機器販売関連事業は、子会社化した株式会社エスケーアイで行っております。

## 5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決 権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	移動体通信機器販売関連事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保険代理店事業
エスケーアイマネジメント株式会社	490,000	100.0	葬祭事業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不動産賃貸・管理事業 再生可能エネルギー事業
エスケーアイフロンティア株式会社	20,000	65.0	ビジネスソリューション事業

## 6. 企業集団の対処すべき課題

当社が属する携帯市場におきましては、新型コロナウイルスに伴うテレワークの普及や5G通信による通信環境の改善により、リモート会議、動画視聴が増加するなど需要の創出が期待され、総務省も料金引き下げに向けた「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を公開し、これに応えるように携帯電話キャリアは2021年の春から割安な料金プランをオンラインで一斉にスタートさせました。しかし、近年の携帯電話業界においてはスマートフォン需要の一服感が漂っており、以前のような爆発的な販売数が見られませんでした。

このような状況の中で当社グループは、市場や顧客の動向を注視し、ESGやSDGs、地球温暖化防止に向けた世界的な取り組みに呼応しながら、太陽光発電以外の再生エネルギー事業の拡張を図るとともに、衣食住、生活防衛に欠かせない葬儀事業、保険事業を通じて地域に根差した企業として成長を加速させるとともに、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

経営方針といたしましては、「カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開」、「セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供」、「SDGsの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開」、の基本方針のもと新規事業創出への挑戦に向けて推進してまいります。

尚、2017年10月1日以降は持株会社体制に移行しており、子会社の管理業務及び再生可能エネルギー事業を株式会社サカイホールディングスで行い、移動体通信機器販売関連事業は子会社化した株式会社エスケーアイに分割しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 7. 企業集団の主要な事業内容(2021年9月30日現在)

- (1) 再生可能エネルギー事業
- (2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
- (3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
- (4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
- (5) 不動産の賃貸業務および管理業務
- (6) 新電力とモバイルの法人向販売を中心としたビジネスソリューション事業

## 8. 企業集団の主要な営業所および設備等（2021年9月30日現在）

### (1) 当社

本社	愛知県名古屋市中区	
太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所
	和歌山県内	1ヶ所
	広島県内	1ヶ所
	熊本県内	2ヶ所
	茨城県内	1ヶ所
	千葉県内	1ヶ所
	宮城県内	1ヶ所

### (2) 子会社

#### 株式会社エスケーアイ

本社	愛知県名古屋市中区	
関東支社	神奈川県横浜市港北区	
店舗	愛知県内	21店舗
	三重県内	1店舗
	静岡県内	8店舗
	東京都内	6店舗
	神奈川県内	13店舗

#### 株式会社セントラルパートナーズ

本社	岐阜県大垣市
東北支店	青森県青森市
新潟支店	新潟県新潟市

#### エスケーアイマネジメント株式会社

本社	愛知県知多市	
葬儀会館	愛知県内	8会館
	三重県内	1会館

#### エスケーアイ開発株式会社

本社	愛知県名古屋市中区	
立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所
太陽光発電所	三重県内	1ヶ所

#### エスケーアイフロンティア株式会社

本社	愛知県名古屋市中区
----	-----------

## 9. 企業集団および当社の従業員の状況（2021年9月30日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	4名	1名増
移動体通信機器販売関連事業	314名	22名減
保険代理店事業	126名	4名増
葬祭事業	26名	6名減
不動産賃貸・管理事業	1名	—
ビジネスソリューション事業	10名	1名増
全社（共通）	26名	2名増
合計	507名	20名減

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員142名は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名	3名増	35.5歳	7.0年

(注) 従業員数には、臨時従業員4名は含まれておりません。

## 10. 企業集団の主要な借入先・借入額（2021年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,985,672千円
株式会社三井住友銀行	3,228,800
株式会社みずほ銀行	3,076,197
株式会社十六銀行	1,284,440
株式会社愛知銀行	1,049,307
株式会社横浜銀行	946,875
株式会社大垣共立銀行	890,944
株式会社名古屋銀行	851,111
株式会社山口銀行	646,648
株式会社中京銀行	559,400
株式会社三十三銀行	478,924
株式会社百五銀行	100,000

## II. 会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 10,956,500株 |
| (3) 株主数        | 2,080名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社サカイ	3,636,000	35.17
光通信株式会社	1,016,900	9.83
酒井俊光	829,000	8.01
V Tホールディングス株式会社	629,100	6.08
株式会社UHPartners 2	601,600	5.81
ソフトバンク株式会社	450,000	4.35
アイデン株式会社	258,500	2.50
サカイホールディングス従業員持株会	215,200	2.08
株式会社りそな銀行	180,000	1.74
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	180,000	1.74

（注）持株比率は自己株式(619,167株)を控除して計算しております。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等 (2021年9月30日現在)

地 位	氏名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	肥田貴將	—	株式会社エスケーアイ代表取締役社長 エスケーアイマネージメント株式会社 代表取締役社長 エスケーアイフロンティア株式会社 代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイ開発株式会社取締役
専 務 取 締 役	酒井俊光	—	株式会社エスケーアイ専務取締役 エスケーアイマネージメント株式会社取締役 エスケーアイ開発株式会社取締役 エスケーアイフロンティア株式会社取締役
取 締 役	榊原康代	経営戦略 本部長	エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長 株式会社エスケーアイ取締役 エスケーアイマネージメント株式会社取締役
取 締 役	長澤篤治	—	株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長
取 締 役	山河和博	管理本部長	
取 締 役	山口伸淑	—	ナカバヤシ株式会社社外取締役
取 締 役	矢崎信也	—	ひのき綜合法律事務所パートナー 株式会社ソトー社外監査役 株式会社NITTOH社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	加藤克彦	—	加藤克彦公認会計士事務所 所長 公益財団法人杉浦記念財団 監事
常 勤 監 査 役	櫻井裕美	—	エスケーアイマネージメント株式会社監査役 エスケーアイ開発株式会社監査役 エスケーアイフロンティア株式会社監査役
監 査 役	後藤康史	—	後藤会計事務所 所長
監 査 役	椿隆二郎	—	エイテックス株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 山口伸淑氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役 矢崎信也氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役 加藤克彦氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 後藤康史氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役 椿隆二郎氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 当社は、取締役山口伸淑、矢崎信也、加藤克彦および監査役後藤康史、椿隆二郎の5氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（当社および子会社の取締役・監査役）が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求にされた場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。



## 2. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会における決定のもと、以下のとおりであります。

取締役の報酬の額については、取締役会として代表取締役社長に一任することとしており、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、そして役員退職慰労金で構成しております。代表取締役社長肥田貴將は当社業務のすべてを把握しており、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、個々の職責や貢献、会社の業績等を勘案して各人別の報酬額を決定しております。

当該事業年度における基本報酬と賞与の額は、2020年12月25日開催の取締役会において上記の方針に基づき審議の上、決議いたしました。

監査役の報酬の額については、固定報酬である基本報酬と役員退職慰労金で構成されており、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、監査役会が決定することとしており、個々の職責や貢献、会社の業績等を勘案して各人別の報酬額を監査役の協議により決定しております。

役員退職慰労金については「役員退職慰労金規程」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

### (2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	役員退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	171,627 (13,492)	104,850 (12,450)	42,300 (-)	24,477 (1,042)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	21,130 (5,400)	16,500 (5,400)	3,300 (-)	1,330 (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	192,757 (18,892)	121,350 (17,850)	45,600 (-)	25,807 (1,042)	14 (7)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額350,000千円以内(うち社外取締役年額70,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は3名)です。

監査役報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

2. 役員退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

(3) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年12月25日開催の第30回定時株主総会に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役を支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 2名 31,611千円（うち社外取締役 1名 930千円）

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先 お よ び 兼 職 内 容
取 締 役	山 口 伸 淑	ナカバヤシ株式会社社外取締役
取 締 役	矢 崎 信 也	ひのき綜合法律事務所パートナー 株式会社ソトー社外監査役 株式会社NITTOH社外取締役(監査等委員)
取 締 役	加 藤 克 彦	加藤克彦公認会計士事務所 所長 公益財団法人杉浦記念財団 監事
監 査 役	後 藤 康 史	後藤会計事務所 所長
監 査 役	椿 隆 二 郎	エイテックス株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 山口伸淑氏は、ナカバヤシ株式会社社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
2. 矢崎信也氏は、ひのき綜合法律事務所パートナー、株式会社ソトー社外監査役、株式会社NITTOH社外取締役(監査等委員)を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
3. 加藤克彦氏は、加藤克彦公認会計士事務所の所長、公益財団法人杉浦記念財団の監事を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
4. 後藤康史氏は、後藤会計事務所の所長を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
5. 椿隆二郎氏は、エイテックス株式会社代表取締役社長を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。

## (2) 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山 口 伸 淑	当事業年度開催の取締役会のうち100%に出席し、金融および企業経営における幅広い職見を活かして、当社の経営活動全般に対する的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。
取締役	矢 崎 信 也	当事業年度（就任以降）開催の取締役会のうち100%に出席し、弁護士としての豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対する的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。
取締役	加 藤 克 彦	当事業年度（就任以降）開催の取締役会のうち100%に出席し、公認会計士としての豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営活動全般に対する的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。
監査役	後 藤 康 史	当事業年度開催の取締役会のうち100%に、また、監査役会100%に出席し、会計事務所所長として、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かし、幅広い見地からの的確な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っていることから、社外監査役に選任しております。
監査役	椿 隆 二 郎	当事業年度（就任以降）開催の取締役会のうち100%に、また、監査役会100%に出席し、金融および企業経営における幅広い職見を活かし、的確な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っていることから、社外監査役に選任しております。

## V. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 栄監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- |  |          |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                     | 27,960千円 |
| ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,960千円 |
1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記以外に前事業年度の監査に係る報酬8,884千円を支払っております。
- (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
- 当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの相当性を検討し、同意しております。
- (4) 非監査業務の内容
- 該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
- 当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。
- (6) 責任限定契約の内容の概要
- 該当事項はありません。

## VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役（執行役）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

#### (1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役（執行役）および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役である代表取締役を責任取締役として、取締役（執行役）および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- ② 万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合、その内容・対処案について、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じ取締役会、監査役(会)に報告する体制を構築する。
- ③ コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループの取締役（執行役）および使用人に対して適切な研修体制を構築し、内部通報マニュアルおよび内部通報相談窓口の更なる周知徹底を図る。

#### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役（執行役）の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という）の取扱は、文書管理規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直しを行う。
- ② 職務執行情報をグループウェアにてデータベース化し、当該各文書の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は管理本部が所管する。

#### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、その業務を管掌する。
- ② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認すると共に監査役と緊密に連携し必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ③ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険を伴う業務執行が発見された場合、その危険内容、もたらす損失の程度等について直ち



に代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会に通報する体制を構築する。

- ④ 内部監査室の活動を円滑にするために、関連する諸規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
  - ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会は、諸規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。
- (4) 取締役（執行役）および当社グループの職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ① 当社グループの職務執行が適正に行われていることを確保するために、コーポレートガバナンス室と管理本部が連携する内部統制の部署を設置する。
  - ② 当社グループの経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づき、各取締役（執行役）および当社グループは、業務執行の所管において目標達成のために活動する。また、当社グループの経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
  - ③ 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項（重要な経営方針、年度計画・変更、新規事業の決定など）について、全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとる。
  - ④ 職務遂行に際しては、職務権限規程、組織規程、業務分掌表、稟議規程、予算管理規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
  - ⑤ 当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、コーポレートガバナンス室は、内部監査室と十分な情報交換を行う。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置する。
  - ② 当該使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。



- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役（執行役）からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
  - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- (7) 当社グループの取締役（執行役）ならびに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役（執行役）および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
  - ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
    - ・当社グループの監査役および内部監査室の活動状況
    - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
    - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・内部通報制度の運用（情報提供者の適切な取扱いを含む）および通報の内容
    - ・社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、コーポレートガバナンス室および各監査役を委員とする監査体制検討委員会を設置する。
  - ② 監査役の職務執行のための費用または債務の処理については、その都度、監査役会で決定する。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制
- ① 当社グループは、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。
  - ② 反社会的勢力排除に向けた業務運営  
管理本部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力または支援を得ることとする。また、管理本部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員および従業員への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

## 2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会は、法令等に定められた事項や当社グループの経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会は、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- (3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- (4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- (5) リスク管理規程・コンプライアンス規程に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制および初動体制を整備し、更新しております。

今後の運用に関しましては、引続きコンプライアンス面の強化を目的として、コーポレート・ガバナンスコードへの適応をはじめ、各種制度の適切な運用を行う他、継続的な取り組みの見直しと検証を行うことで、内部統制システムの実効性を高め、社内外におけるリスクへの対策を強化するとともに、上場企業としての企業の透明性をグループ全体で確保する所存です。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,036,309</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,002,210</b>
現金及び預金	4,849,206	買掛金	703,415
売掛金	2,411,944	短期借入金	4,690,000
商品	521,119	1年内償還予定の社債	185,000
その他	260,540	1年内返済予定の長期借入金	1,400,666
貸倒引当金	△6,500	未払金	134,406
<b>固定資産</b>	<b>18,746,838</b>	未払法人税等	153,926
<b>有形固定資産</b>	<b>15,514,635</b>	賞与引当金	142,582
建物及び構築物	2,271,901	株主優待引当金	4,305
機械装置及び運搬具	9,536,157	その他	587,907
土地	3,650,670	<b>固定負債</b>	<b>14,390,036</b>
その他	55,905	社債	540,000
<b>無形固定資産</b>	<b>1,628,530</b>	長期借入金	13,007,652
のれん	1,169,125	繰延税金負債	12,922
その他	459,405	退職給付に係る負債	123,854
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,603,672</b>	役員退職慰労引当金	161,377
投資有価証券	797,482	資産除去債務	297,790
差入保証金	282,284	その他	246,438
その他	526,646	<b>負債合計</b>	<b>22,392,246</b>
貸倒引当金	△2,740	(純資産の部)	
<b>資産合計</b>	<b>26,783,148</b>	<b>株主資本</b>	<b>3,705,148</b>
		資本金	747,419
		資本剰余金	684,918
		利益剰余金	3,065,860
		自己株式	△793,049
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>309,423</b>
		その他有価証券評価差額金	458,782
		繰延ヘッジ損益	△149,359
		<b>新株予約権</b>	<b>6,377</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>369,951</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,390,901</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>26,783,148</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 自 2020年10月 1 日 )  
( 至 2021年 9 月30日 )

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		15,129,123
売上原価		9,104,655
売上総利益		6,024,468
販売費及び一般管理費		4,768,194
営業利益		1,256,273
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,753	
受取保険金	16,550	
助成金収入	685	
営業支援金収入	73,320	
貸倒引当金戻入額	5,343	
その他	30,256	153,909
営業外費用		
支払利息	196,511	
融資手数料	42,766	
その他	13,240	252,518
経常利益		1,157,665
特別利益		
固定資産売却益	34,065	
合意解約金	100,000	134,065
特別損失		
固定資産売却損	2,705	
固定資産除却損	10,986	
ゴルフ会員権売却損	7,230	
減損損失	170,881	191,804
税金等調整前当期純利益		1,099,926
法人税、住民税及び事業税	432,726	
法人税等調整額	△46,172	386,553
当期純利益		713,372
非支配株主に帰属する当期純利益		17,659
親会社株主に帰属する当期純利益		695,713

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2020年10月1日 )  
( 至 2021年9月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年10月1日残高	747,419	684,918	2,661,883	△839,158	3,255,062
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△257,683		△257,683
親会社株主に帰属する 当期純利益			695,713		695,713
自己株式の処分			△34,053	46,109	12,056
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	403,976	46,109	450,086
2021年9月30日残高	747,419	684,918	3,065,860	△793,049	3,705,148

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	その他の 包括利益 累計額合計			
2020年10月1日残高	309,123	△180,186	128,936	7,814	357,080	3,748,893
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△257,683
親会社株主に帰属する 当期純利益						695,713
自己株式の処分						12,056
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	149,658	30,827	180,486	△1,436	12,871	191,921
当期変動額合計	149,658	30,827	180,486	△1,436	12,871	642,007
2021年9月30日残高	458,782	△149,359	309,423	6,377	369,951	4,390,901

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称  
株式会社エスケーアイ  
株式会社セントラルパートナーズ  
エスケーアイマネージメント株式会社  
エスケーアイ開発株式会社  
エスケーアイフロンティア株式会社

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法を採用しております。

##### ③ たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………4～40年

機械装置及び運搬具……………2～17年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

役員退職慰労……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性……………金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「役員賞与引当金」(当連結会計年度は、1,800千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「受取保険金」は14,339千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

葬祭事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,267,358千円
無形固定資産	39,519千円
減損損失	143,926千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、固定資産の減損損失の要否判定を実施するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、資産のグルーピングを行っております。葬祭事業では、事業用資産を独立した会計単位として、各葬儀会館で区分しております。

有形固定資産及び無形固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の測定に用いられる回収可能価額のうち、正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額を基に、当該鑑定評価の手法の適切性を吟味した上で、将来の事業の見通し及び経営計画等の経営上の観点を踏まえて適切に減額調整して算定しております。また、使用価値は、減損損失の認識の判定に用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

②主要な仮定

固定資産の減損における主要な仮定は、将来キャッシュ・フロー算定時の前提となる翌期の営業利益予測額及び翌期以降の成長率、使用価値算定時の割引率並びに正味売却価額算定時の不動産鑑定評価上の算定基礎であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、翌期以降も影響が一定程度継続するものの段階的に回復していくものと仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定はいずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フロー又は回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

#### IV. 連結貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産および対応する債務

###### 担保に供している資産

売掛金	225,221	千円
建物及び構築物	1,359,716	千円
機械装置及び運搬具	8,747,030	千円
土地	3,364,984	千円
有形固定資産 その他	13,015	千円
無形固定資産 その他	176,913	千円
合計	13,886,882	千円

###### 上記に対応する債務

短期借入金	1,100,000	千円
1年内返済予定の長期借入金	1,229,830	千円
長期借入金	12,349,738	千円
合計	14,679,568	千円

##### 2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

###### 当座貸越極度額および

貸出コミットメントの総額	5,100,000	千円
借入実行残高	4,590,000	千円
差引未実行残高	510,000	千円

##### 3. シンジケートローン

- (1) 当社は、和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 5,750,400千円）を2015年3月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

###### 上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 12月末日の基準日における直前4回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

(2) 当社は、広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 2,500,000千円）を2015年9月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 2015年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
- ② 2015年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年9月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

#### 4. タームローン

当社は、太陽光発電施設の取得に関する資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行との間で、返済期限を2036年6月30日とするタームローン契約（借入残高 1,869,978千円）を2020年6月30日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 各年度の決算期において算出されるDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）を1.00以上に維持すること。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 4,423,961 千円

#### 6. 偶発債務

当社の連結子会社であります株式会社セントラルパートナーズ（以下、当社という）は、株式会社大宣システムサービスよりシステム利用料の支払を求める訴訟（請求金額32,740千円 訴状受領日 2018年12月21日）を受け、現在係争中であります。

当社としては、債務はないものと考えており、当該訴訟に対して弁護士と協議の上、法廷で適切に対応してまいる所存であります。

## V. 連結損益計算書に関する注記

### 1. 特別利益に関する注記

(合意解約金)

子会社の株式会社エスケーアイがKDD I株式会社との代理店契約を合意解約したため、合意解約金として100,000千円を特別利益に計上しております。

### 2. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
営業店舗（1店舗）	店舗設備等	建物等
各葬儀会館（2会館）	葬儀会館	建物、土地等
長野県駒ヶ根市	福利厚生施設	建物、土地等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である施設、店舗を基本単位として、また賃貸資産等については物件単位毎にグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである施設および店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（170,881千円）として特別損失に計上しました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物148,569千円、土地19,615千円、その他2,696千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額を基に、当該鑑定評価の手法の適切性を吟味した上で、将来の事業の見通し及び経営計画等の経営上の観点を踏まえて適切に減額調整して算定しております。また、使用価値は、減損損失の認識の判定に用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

## VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増 加(株)	減 少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	10,956,500	—	—	10,956,500
合 計	10,956,500	—	—	10,956,500

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年12月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	128,766	12.5	2020年9月30日	2020年12月28日
2021年5月17日 取 締 役 会	普通株式	128,916	12.5	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年12月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	129,216	利益剰余金	12.5	2021年 9月30日	2021年 12月24日

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普 通 株 式 159,000株

## VII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、一部において効率的な資金運用を目的として、安全性が高いと判断された複合金融商品を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後15年であります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されているため、金利スワップ取引および通貨スワップ取引を利用しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に基づき実施しております。



### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて、個別契約ごとに金利スワップ取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針であります。

なお、当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,849,206	4,849,206	—
(2) 売掛金	2,411,944	2,411,944	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	784,481	784,481	—
資産計	8,045,631	8,045,631	—
(1) 買掛金	703,415	703,415	—
(2) 短期借入金	4,690,000	4,690,000	—
(3) 社債（*1）	725,000	723,998	△1,001
(4) 長期借入金（*1）	14,408,318	14,414,960	6,642
負債計	20,526,733	20,532,374	5,641
デリバティブ取引（*2）	(214,812)	(214,812)	—

(\*1) 社債、長期借入金には1年内の期限到来部分を含めて記載しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### 負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率によって算定する方法によっております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額13,001千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

### Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	388円 36銭
1株当たり当期純利益	67円 46銭

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>6,071,092</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,313,913</b>
現金及び預金	3,082,443	短期借入金	6,527,614
売掛金	310,068	1年内償還予定の社債	185,000
短期貸付金	2,560,000	1年内返済予定の長期借入金	1,225,606
その他	118,580	未払金	39,104
<b>固定資産</b>	<b>17,553,544</b>	未払法人税等	74,242
<b>有形固定資産</b>	<b>13,558,812</b>	預り金	12,506
建物	281,851	賞与引当金	12,706
構築物	796,717	株主優待引当金	4,305
機械及び装置	9,268,781	その他の	232,827
車両運搬具	37,615	<b>固定負債</b>	<b>12,784,538</b>
工具器具及び備品	26,865	社債	540,000
土地	3,146,980	長期借入金	11,628,836
<b>無形固定資産</b>	<b>1,508,004</b>	退職給付引当金	30,301
のれん	1,110,597	役員退職慰労引当金	149,487
その他	397,407	資産除去債務	176,074
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,486,727</b>	その他の	259,839
投資有価証券	784,482	<b>負債合計</b>	<b>21,098,451</b>
関係会社株式	1,243,150	(純資産の部)	
差入保証金	40,536	<b>株主資本</b>	<b>2,210,383</b>
その他	418,558	資本金	747,419
<b>資産合計</b>	<b>23,624,636</b>	資本剰余金	684,918
		資本準備金	684,918
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,571,095</b>
		利益準備金	3,820
		その他利益剰余金	1,567,275
		別途積立金	134,150
		特別償却準備金	251,151
		繰越利益剰余金	1,181,973
		<b>自己株式</b>	<b>△793,049</b>
		評価・換算差額等	309,423
		その他有価証券評価差額金	458,782
		繰延ヘッジ損益	△149,359
		<b>新株予約権</b>	<b>6,377</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,526,184</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>23,624,636</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 2020年10月1日 )  
( 至 2021年9月30日 )

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		2,803,626
売 上 原 価		1,122,957
売 上 総 利 益		1,680,668
販売費及び一般管理費		758,155
営 業 利 益		922,513
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	37,233	
その他の	33,106	70,339
営 業 外 費 用		
支払利息	186,741	
融資手数料	42,475	
その他の	11,059	240,276
経 常 利 益		752,576
特 別 利 益		
固定資産売却益	939	939
特 別 損 失		
固定資産売却損	1,239	
固定資産除却損	3	
ゴルフ会員権売却損	7,230	8,472
税引前当期純利益		745,043
法人税、住民税及び事業税	222,873	
法人税等調整額	△30,156	192,717
当 期 純 利 益		552,325

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 自 2020年10月1日 )  
( 至 2021年9月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
			別途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
2020年10月1日残高	747,419	684,918	3,820	134,150	407,575	764,960	1,310,506
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△257,683	△257,683
当 期 純 利 益						552,325	552,325
自 己 株 式 の 処 分						△34,053	△34,053
特別償却準備金の取崩					△156,423	156,423	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△156,423	417,012	260,588
2021年9月30日残高	747,419	684,918	3,820	134,150	251,151	1,181,973	1,571,095

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2020年10月1日残高	△839,158	1,903,685	309,123	△180,186	128,936	7,814	2,040,436
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△257,683					△257,683
当 期 純 利 益		552,325					552,325
自 己 株 式 の 処 分	46,109	12,056					12,056
特別償却準備金の取崩		-					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			149,658	30,827	180,486	△1,436	179,049
当 期 変 動 額 合 計	46,109	306,698	149,658	30,827	180,486	△1,436	485,748
2021年9月30日残高	△793,049	2,210,383	458,782	△149,359	309,423	6,377	2,526,184

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………4～40年

構築物……………6～36年

機械及び装置……………13～17年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

### 4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額の100%を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。



## 5. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性の……………金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。  
評価方法

## 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,243,150千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化により株式の実質価値が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしております。

当該方針に従い、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、減額処理が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### IV. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

売掛金	215,658千円
建物	79,470千円
構築物	774,969千円
機械および装置	8,518,098千円
工具器具および備品	13,016千円
土地	2,968,751千円
無形固定資産 その他	177,297千円
合計	12,747,263千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,128,106千円
長期借入金	11,469,461千円
合計	13,697,567千円

##### 2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および

貸出コミットメントの総額	4,900,000 千円
借入実行残高	4,390,000 千円
差引未実行残高	510,000 千円

##### 3. シンジケートローン

- (1) 当社は和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 5,750,400千円）を2015年3月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 12月末日の基準日における直前4回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

(2) 当社は広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 2,500,000千円）を2015年9月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 2015年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
- ② 2015年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年9月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

#### 4. タームローン

当社は、太陽光発電施設の取得に関する資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行との間で、返済期限を2036年6月30日とするタームローン契約（借入残高 1,869,978千円）を2020年6月30日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 各年度の決算期において算出されるDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）を1.00以上に維持すること。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 3,114,264千円

#### 6. 偶発債務 債務保証

子会社の銀行取引に対する保証

エスケアイマネージメント株式会社	1,167,446千円
エスケアイ開発株式会社	386,430千円
合計	1,553,876千円

#### 7. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,633,900千円
長期金銭債権	150,000千円
短期金銭債務	2,137,614千円
長期金銭債務	5,560千円

## V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	466,527千円
売上原価	13,506千円
販売費および一般管理費	11,973千円
営業取引以外の取引高	28,922千円

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	619,167株

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産調整勘定、繰延ヘッジ損益、資産除去債務等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、特別償却準備金等であります。

## Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 エスケーアイ	直接 100.0	役員 の兼任	経営指導料 (注) 1	203,839	売掛金	49,822
				配当金の受取	200,000	—	—
				貸付の回収	60,000	短期貸付金	2,560,000
				利息の受取 (注) 2	9,083	長期貸付金	150,000
				利息の支払 (注) 2	1,859	短期借入金	600,000
				CMS取引 (資金の借入) (注) 3、4	△492,987	短期借入金	1,537,614
				利息の支払	5,052		
				債務被保証 (注) 5	8,630,400	—	—
	エスケーアイ マネージメント 株式会社	直接 100.0	役員 の兼任	債務の保証 (注) 6	1,167,446	—	—
エスケーアイ 開発株式会社	直接 100.0	役員 の兼任	債務の保証 (注) 6	386,430	—	—	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、グループ経営指導に関し、一定の基準に基づき決定しております。
2. 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定しておりません。
3. CMS（キャッシュ・マネージメント・システム）での貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 取引金額は当事業年度の純額を記載しております。
5. 金融機関からの借入金に対して保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
6. 債務の保証は、金融機関からの借入金に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。

## Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	243円 76銭
1株当たり当期純利益	53円 56銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

株式会社サカイホールディングス  
取締役会 御中

栄監査法人

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 玉置 浩一 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井上 友貴 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

株式会社サカイホールディングス  
取締役会 御中

栄監査法人

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 玉置 浩一 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井上 友貴 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実行する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続きを立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査根拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じ当該子会社に関する状況の説明を各社取締役等から受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの実効性強化に係る継続的な取り組みが重要であると認識しております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月19日

株式会社 サカイホールディングス 監査役会

常勤監査役 櫻井裕美 ⑩

社外監査役 後藤康史 ⑩

社外監査役 椿隆二郎 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12.5円といたしたいと存じます。

なおこの場合の配当総額は、129,216,663円となります。

(注) 中間配当12.5円を含めた当期の年間配当は、1株につき25円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月24日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴いまして、本総会において取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ひだたかまさ 肥田貴將 (1985年8月20日)	2009年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 2011年9月 当社入社 2012年6月 当社経営戦略本部企画推進部長 2013年12月 株式会社セントラルパートナーズ 取締役(現任) 2015年12月 当社取締役 2015年12月 エスケーアイマネジメント株式会社 代表取締役社長(現任) 2016年10月 当社代表取締役副社長 2016年12月 当社代表取締役社長(現任) 2016年12月 エスケーアイ開発株式会社取締役 (現任) 2017年10月 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 (現任) 2018年11月 エスケーアイフロンティア株式会社 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイマネジメント株式会社代表取締役社長 エスケーアイ開発株式会社取締役 エスケーアイフロンティア株式会社代表取締役社長	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	さかき ぼら やす よ 榊 原 康 代 (1959年6月13日)	<p>2009年3月 エスケーアイ開発株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2009年9月 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役(現任)</p> <p>2020年3月 当社経営戦略本部副本部長</p> <p>2020年12月 株式会社エスケーアイ取締役(現任)</p> <p>2020年12月 当社取締役経営戦略本部長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長 エスケーアイマネジメント株式会社取締役 株式会社エスケーアイ取締役</p>	159,500株
3	やま かわ かず ひろ 山 河 和 博 (1966年11月1日)	<p>1988年4月 一般社団法人全国農協観光協会入社</p> <p>1994年2月 株式会社オーエムソーラー協会入社</p> <p>2001年8月 奥陽科技発展(上海)有限公司監査役</p> <p>2002年12月 OM出版株式会社監査役</p> <p>2004年6月 株式会社OM研究所監査役</p> <p>2005年6月 オーエム計画株式会社代表取締役社長</p> <p>2012年3月 SE住宅ローンサービス(株)代表取締役社長</p> <p>2016年5月 株式会社ムジハウス (株良品計画連結子会社)監査役</p> <p>2017年8月 株式会社エヌ・シー・エヌ常務取締役</p> <p>2020年9月 当社経営戦略本部次長</p> <p>2020年12月 当社取締役管理本部長(現任)</p>	一株
4	やま ぐち のぶ よし 山 口 伸 淑 (1955年1月20日)	<p>1977年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行)入行</p> <p>2005年6月 株式会社りそな銀行常務執行役員 コーポレート事業部担当兼不動産事業部担 当兼信託業務部担当</p> <p>2010年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員 首都圏地域担当兼独立店担当</p> <p>2013年4月 りそなカード株式会社代表取締役社長</p> <p>2014年6月 ナカバヤシ株式会社社外取締役(現任)</p> <p>2015年12月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2016年6月 ウシオ電機株式会社社外取締役監査等委員</p> <p>[重要な兼職の状況] ナカバヤシ株式会社社外取締役</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	や ぎき のぶ や 矢 崎 信 也 (1966年9月11日)	1996年4月 弁護士登録 加藤・村瀬合同法律事務所入所 1999年11月 村瀬・矢崎綜合法律事務所 (現 ひのき綜合法律事務所)開設 パートナー(現任) 2003年7月 株式会社ナ・デックス社外監査役 2004年6月 株式会社ソトー社外監査役(現任) 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2015年6月 株式会社NITTOH社外監査役 2020年12月 当社社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社NITTOH社外取締役監査等委員 (現任)  [重要な兼職の状況] ひのき綜合法律事務所 パートナー 株式会社ソトー社外監査役 株式会社NITTOH社外取締役監査等委員	一株
6	※ つばき りゅう じ ろう 椿 隆 二 郎 (1957年11月13日)	1982年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行)入行 2005年6月 ウシオライティング株式会社 取締役執行役員 2013年4月 ウシオライティング株式会社 取締役専務執行役員 2015年4月 マックスレイ株式会社 [合併後(現:ウシオライティング株式会社)] 代表取締役社長 2017年4月 ウシオライティング株式会社 代表取締役社長 2019年9月 エイテックス株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年12月 当社社外監査役(現任)  [重要な兼職の状況] エイテックス株式会社代表取締役社長	一株

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 山口伸淑氏、矢崎信也氏、椿隆二郎氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

(1) 山口伸淑氏は金融および企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。山口伸淑氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、6年となります。

(2) 矢崎信也氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地と豊富な学識を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。矢崎信也氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。

(3) 椿隆二郎氏は、金融及び企業経営における豊富な経験・識見を活かして、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断したためであります。椿隆二郎氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。

5. 責任限定契約について

当社は山口伸淑氏、矢崎信也氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。当社は、本定時株主総会において、山口伸淑氏、矢崎信也氏が再任され、椿隆二郎氏が選任された場合、山口伸淑氏、矢崎信也氏、椿隆二郎氏の3氏との間で本契約を継続或いは新たに締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求にされた場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 独立役員について

当社は、山口伸淑氏、矢崎信也氏、椿隆二郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。山口伸淑氏、矢崎信也氏が再任され、椿隆二郎氏が選任された場合、3氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役椿隆二郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時期までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ じん ぐう し やす ゆき 神宮司恭行 (1955年4月14日)	1998年7月 名古屋国税局課税第二部資料調査第一課主査 2002年7月 名古屋国税局調査部特別国税調査官 総括主査 2007年7月 熱海税務署副署長 2009年7月 岐阜南税務署筆頭特別国税調査官 法人調査（法人税等）担当 2013年7月 名古屋国税局調査部調査第六部門 統括国税調査官 2015年7月 新城税務署署長 2016年9月 神宮司恭行税理士事務所所長（現任） 2017年10月 株式会社エスケーアイ監査役（現任） 2020年12月 株式会社セントラルパートナーズ監査役 （現任）  [重要な兼職の状況] 神宮司恭行税理士事務所所長 株式会社エスケーアイ監査役 株式会社セントラルパートナーズ監査役	一株

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 神宮司恭行氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由

神宮司恭行氏は、直接的に会社経営に関与された経験はありませんが、国税調査官をはじめ税務署長の経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な監査をいただくことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 責任限定契約について

当社は社外役員との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。本定時株主総会において、神宮司恭行氏が選任された場合、本契約を新たに締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求にされた場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており

ます。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

取締役候補者および監査役・監査役候補者の主たる経験分野・専門性は以下のとおりです。

取締役候補者および監査役・監査役候補者の主たる経験分野・専門性

スキル	企業経営	マーケティング・営業	ファイナンス・財務	IT・DX	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験	ESG・サステイナビリティ
役員情報								
肥田貴将 再任 代表取締役	○	○		○	○			○
榊原康代 再任 取締役	○	○						
山河和博 再任 取締役	○	○	○				○	○
山口伸淑 再任 社外取締役	○	○	○				○	
矢崎信也 再任 社外取締役					○	○		
椿隆二郎 新任 社外取締役	○							
櫻井裕美 現任 常勤監査役		○	○					
後藤康史 現任 社外監査役	○		○			○	○	
神宮司恭行 新任 社外監査役			○					

(注) 1. 本総会第2号議案および第3号議案が原案どおり、ご選任いただいた場合に予定しているものです。

2. 取締役候補者および監査役候補者の指名にあたっては、透明性、公平性、客観性を一層高めるため、社外役員を議長とし、社外役員が半数を占める「指名報酬諮問委員会」における審議を経ております。



#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任されます、酒井俊光、長澤篤治、加藤克彦の3氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社の業績および企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程により算定するものであるため、相当であると判断しており、その具体的金額、贈呈の時期、方法は取締役会の決議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次の通りであります。

氏名	略歴
さか い とし みつ 酒 井 俊 光	1995年1月 当社 専務取締役(現任)
なが さわ あつ じ 長 澤 篤 治	2015年12月 当社 取締役(現任)
か とう かつ ひこ 加 藤 克 彦	2020年12月 当社 社外取締役(現任)

## 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員並びに従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に付与する新株予約権については、会社法第361条に定める報酬等に該当いたします。

当社は、2020年12月25日開催の当社定時株主総会において、取締役報酬については年額3億5千万以内(うち社外取締役7千万以内)とする旨ご承認いただき、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認をお願いするものであります。

なお、本総会で取締役選任の第2号議案が可決された場合の取締役は6名となります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社及び当社子会社の取締役、執行役員並びに従業員に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社及び当社子会社の取締役、執行役員並びに従業員

3. 本定時株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式460,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範

囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

460,000個を上限とする。なお、当社及び当社子会社の取締役、執行役員並びに従業員に割り当てる数は当該上限の範囲内とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。))は、1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値、又は割当日終値(当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は1円未満の端数を切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行前の普通株式の株価} \\
 \text{既発行株式数+新規発行普通株式数}
 \end{array}
 }$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役員並びに従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

① 当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。

② 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。

③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。

- (8) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（1）および（2）に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（4）に準じて決定する。



- ⑤ 新株予約権を行使できる期間  
前記（５）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（５）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
前記（９）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項  
前記（７）に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上



## 〔インターネット等による議決権行使のためのシステム環境等について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境等が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
- (3) パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、ウェブブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Acrobat Reader DC

(Microsoft, WindowsおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。)

(Adobe, AcrobatおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステム社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。)

- (4) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。)
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

[議決権行使ウェブサイトアクセス用QRコード]



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

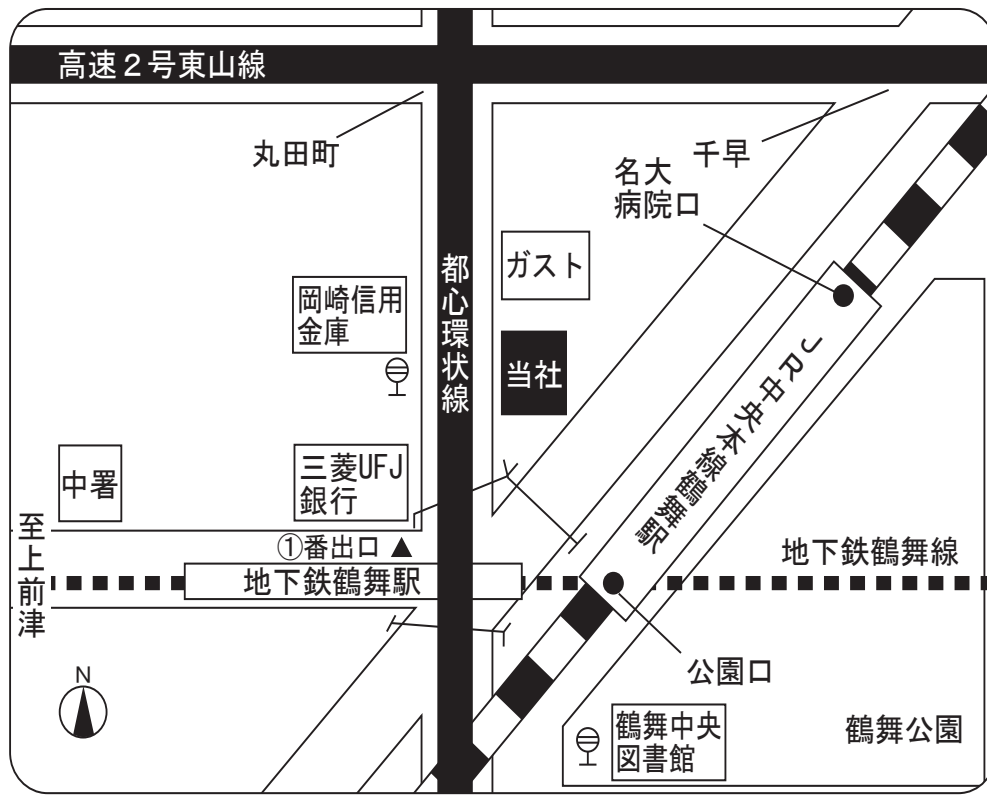
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-707-743 (フリーダイヤル)

【受付時間】 午前9時から午後9時まで (土曜日・日曜日・祝日も受付)

# 株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室  
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）  
電話 052-262-4499

## 経路のご案内

### 〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)—————徒歩5分

JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)—————徒歩5分

### 〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車

名駅・栄方面よりお越しの方—————バス停より北へ徒歩5分

新瑞橋・高辻方面よりお越しの方——バス停より向かいへ徒歩5分

## お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。